



## Contents

P2 **フォトギャラリー**

P3 **トピックス**

- (1) 第 33 回金融審議会総会・第 21 回金融分科会合同会合
- (2) 「投資運用等に関するワーキング・グループ」(第 1 回) の開催について
- (3) 「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の開催について
- (4) N I S A 口座の利用状況に関する調査結果の公表について
- (5) 不正に個人情報を取得しようとする電話やメールにご注意下さい!
- (6) 銀行を名乗る者等による預金の勧誘について
- (7) 無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください
- (8) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
- (9) 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
- (10) 「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について
- (11) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

P15 **皆さんご注意下さい! & 情報提供のお願い**

P18 **金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング**

P19 **お知らせ**

## フォトギャラリー



財務局長会議にて挨拶する赤澤副大臣  
(10月30日)



財務局長会議にて挨拶する越智大臣政務官  
(10月30日)



企業会計審議会総会にて挨拶する越智大臣政  
務官 (10月28日)

# トピックス

## (1) 第 33 回金融審議会総会・第 21 回金融分科会合同会合

平成 26 年 9 月 26 日に、第 33 回金融審議会総会・第 21 回金融分科会合同会合を開催し、投資運用等のあり方及び決済業務等の高度化に関して諮問が行われ、「ワーキング・グループ」、「スタディ・グループ」の設置が決定されました。

### ○投資運用等に関するワーキング・グループ

投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討

### ○決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ

決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から[「第 33 回金融審議会総会・第 21 回金融分科会合同会合議事次第」](#)（平成 26 年 9 月 26 日）及び[議事録](#)にアクセスしてください。

## (2) 「投資運用等に関するワーキング・グループ」(第1回)の開催について

平成 26 年 10 月 10 日に、「投資運用等に関するワーキング・グループ」(第 1 回)を開催しました。

同ワーキング・グループは、平成 26 年 9 月 26 日に開催されました金融審議会総会・金融分科会合同会合において、麻生金融担当大臣が行った二つの諮問のうち、「投資運用等に関する検討」を行うため設置されたものであり、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討することを目的としています。

第 1 回会合においては、同ワーキング・グループの立上げ経緯や、投資運用等をめぐる制度の現状と課題等について説明が行われた後、同ワーキング・グループのメンバーによる質疑応答、意見交換が行われました。

プロ向けファンドをめぐることは、様々な問題が生じていることから、今後、同ワーキング・グループにおいて、プロ向けファンドをめぐる制度について具体的な検討が進められていく予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融審議会」の中の「議事録・資料等」から[「金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」\(第 1 回\) 議事次第」](#)（平成 26 年 10 月 10 日）にアクセスしてください。

### (3)「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の開催について

平成 26 年 10 月 9 日、20 日及び 29 日に「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」を開催しました。

同会議は、平成 26 年 9 月 26 日に開催された金融審議会総会において、麻生金融担当大臣から「決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討すること。」との諮問を受け、金融分科会の下に設置されました。

平成 26 年 10 月 9 日に開催された第 1 回会議においては、事務局から「決済をめぐる状況と決済に関連する制度の概要」について説明を行った後、株式会社 NTT データ経営研究所から「決済の構造変化と銀行への影響」と題してヒアリングを行い、その後、同会議のメンバーによる自由討議が行われました。

平成 26 年 10 月 20 日に開催された第 2 回会議においては、三菱東京 U F J 銀行、株式会社日本総合研究所及び富士通株式会社からそれぞれ「銀行業界の取組みと高度化に向けて」、「金融イノベーションと決済高度化の動向～欧米の新たな動きを踏まえて～」及び「決済をめぐる欧州の動向～企業財務の観点を中心に～」と題してヒアリングを行い、その後、同会議のメンバーによる自由討議が行われました。

また、平成 26 年 10 月 29 日に開催された第 3 回会議においては、日本銀行、麗澤大学の中島真志教授及びデロイトトーマツコンサルティングからそれぞれ「わが国の決済システムの概要と潮流」、「資金決済面での課題ーリテール決済の高度化に向けてー」及び「決済高度化に向けての課題について」と題してヒアリングを行い、その後、同会議のメンバーによる自由討議が行われました。

今後は、当面月 2～3 回のペースで開催し、関係者からヒアリング等を広く実施していく予定です。なお、当会議は公開ですので、どなたでも傍聴していただけます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」の中の「金融審議会」から「[決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ](#)」及び[議事録](#)にアクセスしてください。

## (4)NISA口座の利用状況に関する調査結果の公表について

金融庁では、NISA（少額投資非課税制度）について、今般、「NISA口座の開設・利用状況等調査」を実施し、9月12日、その結果について公表しました。

### 【調査結果の概要】

#### ○総口座数（平成26年6月30日現在）は、727万3,667口座

- ・制度導入時点（平成26年1月1日）から、約235万口座、47.7%増加
- ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代11.7%、60歳代以上58.3%

#### ○総買付額（制度導入時点～平成26年6月30日）は、1兆5,631億2,226万円

- ・商品別の内訳の割合は、上場株式31.7%、投資信託66.5%、ETF0.9%、REIT0.9%
- ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代9.1%、60歳代以上63.5%

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、長期的視点からの資産形成を促進していくとともに、成長資金の供給拡大を図り、日本の経済成長につなげることを目的として、平成26年1月から導入されました。

こうした中、制度導入から6ヶ月後の6月末時点で、NISAの総口座数は約727万件となり、総買付額は1兆5,600億円に上るなど、NISAの普及は着実に進んでいると考えられます。

NISAの口座を開設した顧客の年齢層を見ると、依然として、60歳代以上の割合が約6割を占めていますが、制度開始後の6ヶ月間において、20～30歳代の若年層の口座数は高い伸び率を示しており、徐々に若年層の比率が高まっています。この背景には、制度導入当初にまずは既存投資家による開設が積極的に行われたところ、こうした流れが一服し、これまで投資に親しみがなかったと考えられる若年層の利用が徐々に拡大していることが考えられます。

（※制度導入時点からの口座数の増加率：20～30歳代84.8%、60歳代以上36.1%）

金融庁としては、こうした現状を踏まえ、平成27年度税制改正要望において未成年者向けの「ジュニアNISA」の創設等を要望しており、このような若年層をはじめとした、投資未経験者等によるNISAの利用を促進するための取組みをしっかりと進めていきたいと考えています。



## NISA口座開設数(平成26年6月30日現在)

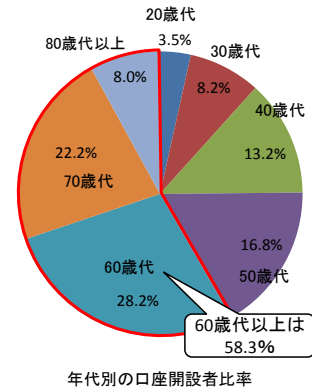
○ NISA総口座数は、**727万3,667口座** (注1)

- ・ 制度導入時点(平成26年1月1日)の約475万口座から、6ヶ月で約253万口座、約53.2%増

○ 年代別の口座数を見ると、60歳以上の割合は、58.3%

- ・ 制度導入時点の60歳以上の割合(63.3%)より5.0%低下し、50歳代以下の現役層の割合が増加

	NISA口座数 (6月末時点)	1月からの 増加率	年代別 比率	(参考)3月末時点		(参考)1月時点 (注2)	
総数	727万3,667	53.2%増 ※国税庁発表件数との比較	100.0%	650万3,951	100.0%	492万4,663	100.0%
20歳代	25万2,871	83.8%増	3.5%	20万9,144	3.2%	13万7,580	2.8%
30歳代	59万5,795	85.3%増	8.2%	50万1,895	7.7%	32万1,576	6.5%
40歳代	95万8,389	71.4%増	13.2%	82万3,581	12.7%	55万9,030	11.4%
50歳代	122万4,872	55.3%増	16.8%	107万8,784	16.6%	78万8,778	16.0%
60歳代	204万8,123	38.4%増	28.2%	187万4,228	28.8%	147万9,943	30.1%
70歳代	161万3,975	32.8%増	22.2%	149万0,993	22.9%	121万5,185	24.7%
80歳以上	57万9,642	37.2%増	8.0%	52万5,326	8.1%	42万2,571	8.6%



(注)1 全金融機関に対する金融庁による調査(NISA取扱金融機関 717法人)

2 一部の金融機関では、制度導入時点(平成26年1月1日現在)の計数が把握できず、1月中の把握可能な時点での口座数を提出していることから、本調査における口座数は、平成26年1月国税庁発表資料と乖離が生じている。

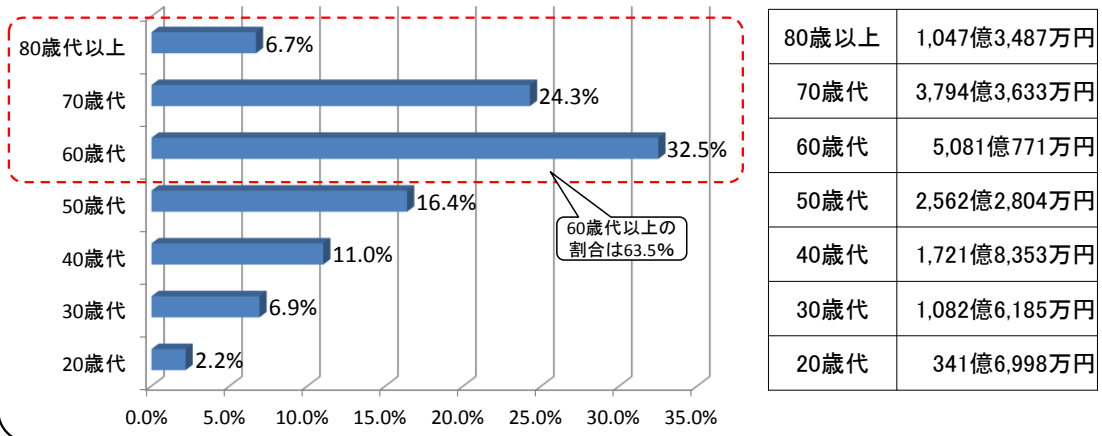
※ 国税庁発表NISA口座開設件数: 474万7,923件(平成26年1月1日時点)

## NISA口座における買付額(平成26年6月30日現在)

○ NISA総買付額は、**1兆5,631億2,226万円**

- ・ 平成26年3月31日時点の約1兆円から、3ヶ月で約5,600億円、55.8%増
- ・ 商品別内訳は、上場株式 4,949億1,494万円 (31.7%)  
投資信託 1兆395億9,973万円 (66.5%)  
ETF 140億2,979万円 (0.9%)  
REIT 145億7,785万円 (0.9%)

○ 年代別の買付額内訳を見ると、総買付額に占める60歳以上の割合は、63.5%



80歳以上	1,047億3,487万円
70歳代	3,794億3,633万円
60歳代	5,081億771万円
50歳代	2,562億2,804万円
40歳代	1,721億8,353万円
30歳代	1,082億6,185万円
20歳代	341億6,998万円

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトのトップページ「NISA(少額投資非課税制度)が始まりました!」の中から「[NISA口座の利用状況等に関する調査結果の公表について](#)」にアクセスしてください。

## (5)不正に個人情報を取得しようとする電話やメールにご注意下さい！

最近、調査会社などを称する業者が、電話やメールなどにより、個人情報を不正に取得しようとしているとの情報が多数寄せられています。

具体的には、調査会社などを称する業者から、

- 「当社は、金融庁から、あなたがスキミングの被害を受けている可能性があるとして連絡を受けた。」「この対応策及び被害金の返金手続に関する相談があるので、早急に電話してほしい。」「電話連絡の際には、氏名、年齢及び電話番号を教えてください。」などのメールが届いた、
- そのメールに記載された連絡先に電話して、業者に対し、氏名、年齢及び電話番号を伝えたところ、「当社で調査した結果、あなたは、クレジットカードと携帯電話のスキミングの被害に遭っている。」「返金手続を行うので、引落口座となっている口座番号や残高を教えてください。」と言われた、

などといった内容です。

金融庁では、スキミング被害に関し、被害者の個人情報を公表することや、調査会社等に情報提供することは一切行っていませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

少しでも不審に思った場合には、以下の連絡先までご相談ください。

金融庁 [金融サービス利用者相談室](#) (平日 10 時 00 分～17 時 00 分)  
Tel(ナビダイヤル) 0570-0168811  
※IP 電話からは、03-5251-6811におかけください。  
Fax 03-3506-6699

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「不正に個人情報を取得しようとする電話やメールにご注意下さい！」](#) (平成 26 年 9 月 26 日) にアクセスしてください。

## (6)銀行を名乗る者等による預金の勧誘について

最近、銀行を名乗る者等による預金の勧誘について、下記のような相談が寄せられていることから、金融庁ウェブサイトを通じて注意喚起を行いました。

(相談事例)

〇〇銀行から定期預金の勧誘案内(申込書)が送付されて来た。その後、〇〇銀行以外の業者から『金は当社が負担するので、代わりに預金を申し込んでくれたら謝礼を渡す。』との電話があった。預金をしても大丈夫か。〇〇銀行は実在するのか。

相談事例のような勧誘を受けた場合には、〇〇銀行が実在する銀行か否かに関わらず、絶対に応じないようにしてください。

このような勧誘は複数の者（銀行を名乗る者と謝礼を渡すと言って勧誘する者）が登場する「劇場型」と呼ばれる詐欺である可能性が極めて高いと考えられます。

このような勧誘をする者は、何度も接触してくることが考えられますので、くれぐれもご注意ください。

預金の勧誘に関して、少しでも不審に思った場合には、以下の連絡先までご相談ください。

金融庁 <a href="#">金融サービス利用者相談室</a> （平日 10 時 00 分～17 時 00 分） Tel(ナビダイヤル) 0570-0168811 ※IP 電話からは、03-5251-6811におかけください。 Fax 03-3506-6699
--

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「銀行を名乗る者等による預金の勧誘について」](#)（平成 26 年 9 月 30 日）にアクセスしてください。

## (7)無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください

金融商品取引法に基づく登録を受けていない海外所在業者が、インターネットに日本語ホームページを開設する等により、外国為替証拠金取引（FX取引）や有価証券投資等の勧誘を行っている例が見受けられます。

また最近、海外所在の無登録業者と、インターネットサイトを通じて、為替のバイナリーオプション取引（※1）を行い、トラブルになっている例も見られます。

（※1）バイナリーオプション取引とは、短時間の取引期間後の相場を予想し、取引期間終了時に、事前に定めた権利行使価格を上回った（または下回った）場合に、自動的に決済が行われる取引です。

○ 無登録の海外所在業者との取引において、以下のようなトラブルになるケースが発生しています。

- ・「インターネット上の広告を見て興味を持ち、海外業者と為替のバイナリーオプション取引を開始したが、出金を求めても応じてもらえない」
- ・国内の業者からFX取引の自動売買ソフト等を購入後、海外業者の取引口座に入金して取引を開始したところ、「利益が出ているはずなのに、業者に取引口座からの出金を求めても応じてもらえない」

○ また、無登録の海外所在業者の中には、例えば日本国内のレバレッジ規制を遥かに上回る高レバレッジ（※2）を「宣伝文句」として、FX取引の勧誘を行っている例が見受けられます。

（※2）レバレッジ規制とは、預託した証拠金の25倍を超える額のFX取引を禁止する規制です。



- 海外所在業者であったとしても、日本の居住者のために又は日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、金融商品取引業の登録が必要です。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは、禁止されています。(違反者は罰則の対象となります。)
  - 無登録の海外所在業者は、業務の実態等の把握が難しく、仮にトラブルが生じたとしても業者への追及は極めて困難ですので、無登録業者との契約は行わないようにしてください。
  - 無登録業者から勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報提供をお願いします。
- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「利用者の方へ」の「証券等について」の[「無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください。」](#)(平成 26 年 9 月 17 日更新) にアクセスしてください。

## (8)「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表し、平成 26 年 7 月 4 日から 8 月 4 日にかけて意見募集を行った上で、平成 26 年 9 月 17 日に改正を行いました。

本件の概要は、以下のとおりです。

1. 金融審「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告及び平成 25 年の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正(平成 26 年 12 月 1 日施行)を踏まえ、以下の点について改正。
  - (1) 運用財産相互間取引の適用除外の明確化
  - (2) 投資信託の運用報告書の記載事項に係る留意点の追加
  - (3) MRF の運用に係る留意点の追加
  - (4) 投資法人が海外不動産保有法人の株式取得を行う場合の留意点の追加
2. 本年 6 月に金融・資本市場活性化有識者会合において取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」において、「ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品を提供するため推進すべき施策」として、「投資信託について、運用者の運用経歴等も含めた運用態勢やパフォーマンスの透明性の向上、手数料等に関する説明の充実」が挙げられていることを踏まえ、以下の点について改正。
  - (1) 投資信託の手数料等に関する説明の充実のための留意点の追加
  - (2) 投資信託の運用態勢の透明化に向けた留意点の追加

上記 1. の改正については、平成 26 年 12 月 1 日から適用されます。

上記 2. の改正については、平成 26 年 9 月 17 日から適用されています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)（平成 26 年 9 月 17 日）にアクセスしてください。

## (9)「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について、平成 26 年 7 月 1 日（火）から同年 8 月 1 日（金）にかけて広く意見の募集を行い、その結果等を同年 9 月 16 日（火）に公表しました。

本改正は、平成 26 年 9 月 16 日（火）より適用が開始されています。

主な改正内容の概要は、下記の通りです。

### (1) 保険募集管理態勢における規定の整備

改正前の「保険募集態勢」に関し、生命保険関係と損害保険関係でそれぞれ規定されている項目を統合するとともに、保険募集時の補償重複に関する顧客への説明態勢等の整備及び積立利率等の表示に関する監督上の主な着眼点を新たに規定しました。

### (2) システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントにかかる着眼点の拡充

保険会社に対するシステムリスク管理態勢に関する監督上の着眼点の拡充を図るとともに、システム統合リスク・プロジェクトマネジメントの項目を新設し、システム統合が実施される際の監督上の着眼点や監督手法・対応に関する記述を追加しました。

### (3) 少額短期保険業者向け監督指針の改正

少額短期保険業者の募集管理態勢に関する着眼点のうち代理店監査等についての着眼点を拡充するほか、少額短期保険主要株主の承認審査基準を明確化するなどの改正を行いました。

### (4) その他、所要の改正を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)（平成 26 年 9 月 16 日）にアクセスしてください。

## (10)「オフサイト検査モニターの集計結果」について

### 1. 概要

金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアル

の機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。

検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。

いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。

今般、平成 25 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめ、平成 26 年 9 月 25 日に公表いたしました。

## 2. アンケート要領

アンケートは、以下の 2 種類について、「1（妥当）」「2（概ね妥当）」「3（あまり妥当ではない）」及び「4（妥当ではない）」の 4 肢択一方式で回答していただくものです。

＜アンケート（1）＞ 検査執行状況等に関する事項

＜アンケート（2）＞ 検査結果通知に関する事項

（参考）対象先、回収率

＜アンケート（1）＞

対象先：251 先（25 年 7 月以降 26 年 6 月末日までの間に立入検査を終了した先）

回収率：100.0%（251 先）

＜アンケート（2）＞

対象先：268 先（25 年 7 月以降 26 年 6 月末日までの間に検査結果を通知した先）

回収率：99.3%（266 先）

## 3. アンケート（1）結果（総括）

アンケート結果は、項目全体として、「1（妥当）」とする割合が 66.9%（前事務年度 65.8%）、「2（概ね妥当）」とする割合が 31.8%（同 32.5%）となりました。

また、「1」と「2」を合わせた割合は 98.7%（同 98.3%）となりました。

## 4. アンケート（1）結果（項目ごとの状況）

アンケート結果を項目別にみると、29 項目の全てにおいて「1（妥当）」と「2（概ね妥当）」を合わせた割合が 90%を超えています（「3（あまり妥当ではない）」と「4（妥当ではない）」を合わせた割合が 10%未満）。

「3」と「4」を合わせた割合が高い項目は、以下のとおりとなっています。【割合が高い順に 5 項目記載】

○「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 9.6%（前事務年度 12.8%）

金融機関から、「検査の時期が決算期や株主総会などの繁忙期と重なり負担感を感じた」などの意見がありました。

○「資料の提出期限の設定に当たっての配慮」・・・4.4%（3.3%）

金融機関から、「準備すべき資料に対して、資料の提出期限が短く事務負担であった」などの意見がありました。

- 「検査期間」・・・3.2% (4.0%)  
金融機関から、「金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長かった」などの意見がありました。
- 「執務時間の考慮」・・・2.4% (4.5%)  
金融機関から、「検査官の退出時間が遅い日が多く、考慮が不足していた」などの意見がありました。
- 「準備期間」・・・2.4% (2.0%)  
金融機関から、「予告から立入開始までの期間が短かった」などの意見がありました。

これらのご意見に対しては、検査日程や資料の提出期限等の設定に当たり、金融機関の負担にできるだけ配慮するとともに、オンオフ一体のモニタリングを進めていく中で、事前分析を充実させることにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのあるモニタリングを実施していくこととし、内部研修等の機会を通じて本庁検査官や各財務局に対する指導を徹底してまいります。

#### 5. 自由記載欄におけるご意見について

自由記載欄におけるご意見については、以下のような内容が寄せられています。

- ・金融モニタリング基本方針の策定について、「モニタリング手法の見直しの方向性は適切」など評価する意見が6先からあり、「具体的な運用方法を早期に確定させてほしい」など改善を求める意見が2先からありました。
- ・検査マニュアルについて、「内部管理態勢の構築やリスクカテゴリー毎の着眼点を把握する上で、役立っている」など評価する意見が23先からあり、「規模・特性を踏まえ、一層弾力的なものにしてほしい」など改善を求める意見が10先からありました。
- ・検証範囲や資料の提出等について、「検証範囲や深度が、規模・特性を踏まえ適切だった」、「内部資料の活用で、事務負担が軽減されていた」など評価する意見が34先からあり、「金融モニタリング基本方針に基づく検査の進め方が不明瞭」、「提出資料の準備に負担を感じる」など改善を求める意見が23先からありました。
- ・双方向の議論等について、「双方向の議論の中で、様々な有効な方策が示された」、「本質的な改善に繋がる原因分析ができた」など評価する意見が59先からあり、「双方向の議論について若干時間が不足していた」など改善を求める意見が12先からありました。

#### 6. アンケート（2）結果（検査結果通知書について）

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1（理解しやすい）」とする割合が81.6%（前事務年度は70.4%）、「2（概ね理解しやすい）」とする割合が18.4%（同28.0%）となり、「1」と「2」を合わせた割合は、100%（同



98.4%) となりました。

また、「通知書の交付までの期間」については、「1（適当）」とする割合が 78.9%（同 7 4.2%）、「2（概ね適当）」とする割合が 18.8%（同 23.9%）となり、「1」と「2」を合わせた割合は、97.7%（同 98.1%）となりました。

## 7. 終わりに

検査局では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めてまいります。

各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について](#)（平成 26 年 9 月 25 日）にアクセスしてください。

## (11) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 26 年 8 月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は、以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況について、現状 D. I. は前回調査に比べ 4 ポイント低下しています。なお、先行き D. I. は、前回調査に比べ 4 ポイント改善しています。

悪いと判断した場合の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで「仕入れ原価の上昇、販売価格への転嫁の遅れ」となっています。

区分	D. I.（良い－悪い）		悪いと判断した場合の要因（回答割合）					⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの①～④に該当しないもの 例：風評による売り上げの低迷等
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入れ原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑥ （単位：％）	
製造業	▲11 （▲13）	▲15 （▲19）	58.1 （37.8）	32.3 （31.0）	3.2 （10.8）	0.0 （2.7）	6.5 （2.7）	
小売業	▲60 （▲55）	▲38 （▲47）	25.9 （23.1）	54.1 （56.4）	16.5 （15.4）	2.4 （2.6）	1.2 （2.6）	
卸売業	▲49 （▲34）	▲34 （▲43）	20.9 （23.9）	58.2 （56.7）	14.9 （13.4）	3.0 （3.0）	3.0 （3.0）	
建設業	15 （13）	0 ▲4	37.5 （37.0）	50.0 （33.3）	12.5 （29.6）	0.0 （0.0）	0.0 （0.0）	
サービス業	▲30 （▲23）	▲15 （▲19）	23.8 （8.3）	57.1 （72.2）	19.0 （16.7）	0.0 （0.0）	0.0 （2.8）	
不動産業	▲13 （▲11）	▲11 （▲11）	23.5 （15.8）	64.7 （68.4）	11.8 （15.8）	0.0 （0.0）	0.0 （0.0）	
運輸業	▲36 （▲30）	▲38 （▲36）	59.6 （49.1）	22.8 （30.9）	14.0 （16.4）	3.5 （3.6）	0.0 （0.0）	
平均	▲26 （▲22）	▲22 （▲26）	34.3 （28.5）	47.9 （51.4）	14.3 （16.0）	1.9 （2.2）	1.6 （1.9）	

（注1）D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

（注2）悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

（注3）表中の括弧書きは26年5月時点の調査結果



2. 中小企業の資金繰りについて、現状D. I. は前回調査に比べ5ポイント低下しています。  
悪いと判断した場合の要因のほとんどが、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の 長期化等、中小企 業の営業要因	② 金融機関の融資 態度や融資条件 等	③ 改正貸金業法施 行の影響等、ノン バンクの融資態 度・動向	④ セーフティネット貸 付・保証等、信用 保証協会や政府 系金融機関等の 対応	⑤ 東日本大震災や福島 原子力発電所事故等 の影響によるもの(① ~④に該当しないも の) 例: 風評による業績の 長期低迷等	
製造業	▲9 (▲11)	▲15 (▲19)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
小売業	▲43 (▲34)	▲43 (▲34)	95.1 (100.0)	4.9 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
卸売業	▲26 (▲17)	▲21 (▲21)	96.3 (100.0)	3.7 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
建設業	2 (4)	▲11 (▲13)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
サービス業	▲17 (▲19)	▲9 (▲19)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
不動産業	▲9 (▲7)	▲11 (▲13)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
運輸業	▲36 (▲19)	▲36 (▲32)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
平均	▲20 (▲15)	▲21 (▲22)	98.1 (100.0)	1.9 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は26年5月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から[「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要」](#)（平成26年9月26日）にアクセスしてください。

## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

#### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

#### 「ファンド（組合など）取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓  
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保証されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- ・詳細は下記ウェブサイトアクセスしてください。

↓  
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

**電話（ナビダイヤル）：0570-016811**

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

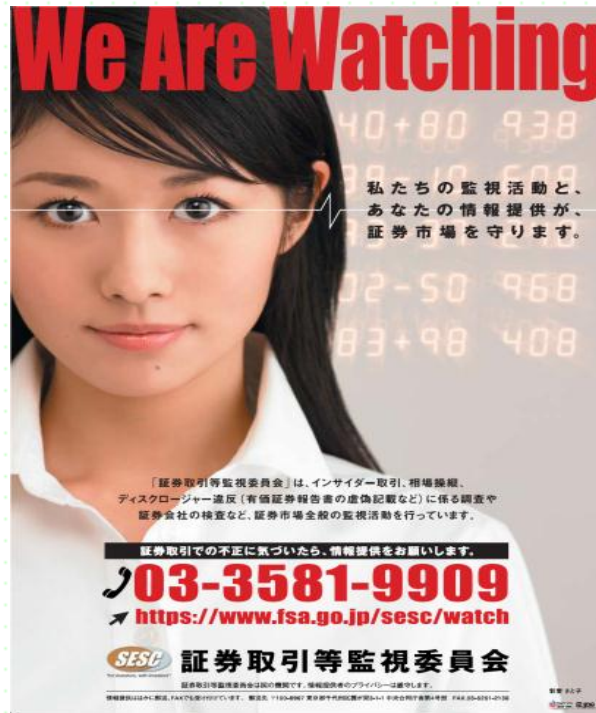
**直 通：03-3581-9909（情報提供窓口直通）**

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館



#### (ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

##### ◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

#### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

##### ◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 26 年 9 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [「多重債務者相談強化キャンペーン 2014」における相談会の開催予定等について](#)
- [金融モニタリングレポートの公表について](#)
- [「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～ の受入れを表明した機関投資家のリストの公表（第 2 回）について](#)
- [コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（第 2 回）議事次第](#)



# お知らせ

## (1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
  1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

## (2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



## (3) 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みな

さまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「電子申請メニュー」の「申請（申請者・代理人）」から「[e-Gov 電子申請手続検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

#### ○ 「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

##### 1. いつでも

・時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

##### 2. どこでも

・自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは「[e-Gov 電子申請システムご利用ガイド](#)」を御確認ください。

## (4) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

○ 金融庁からは、毎月発行しているアクセス F S A や、日々発表される各種報道発表など、

○ 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、

○ 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
証券取引等監視委員会	<a href="#">「メールマガジン配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>

